

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

白河市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定し、その保全を図る。

史跡小峰城跡には、文化5年(1808)の「白河城御櫓絵図」(県指定重要文化財)に基づき忠実に木造復元された三重櫓(平成3年)と前御門(平成6年)が、旧城下町地区・中心市街地とその周辺からの眺望景観の視対象となっており、城下町白河のシンボリックな存在となっている。また、本丸・二の丸部に残されている石垣・水堀に囲まれた石垣上の三重櫓・前御門の存在感は江戸時代当時の小峰城の姿を彷彿とさせている。

さらに、小峰城跡を取り囲むように、旧奥州街道に配置された城下町の歴史的街路とその沿道に所在する歴史的建造物等は、400年前の慶長年間(1596～1615)から寛永年間(1624～43)にかけて都市計画された江戸時代の都市形態を伝えている。

200年前に築造された史跡及び名勝南湖公園には、茶室である共楽亭(市指定重要文化財)や松風亭蘿月庵(県指定重要文化財)が所在し、南湖公園の築造を企画した白河藩主松平定信の茶道文化を今に伝えている。

当該重点区域に所在する歴史的建造物は、小峰城跡、旧城下町地区、南湖公園周辺地区において史跡や名勝と一体となって歴史的風致を形成する重要な要素となるため、以下のとおり歴史的風致形成建造物の指定方針を定める。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内には、文化財または景観重要建造物に指定されていない歴史的建造物が数多く存在し、今後も継続的に調査を実施し、下記に掲げる指定基準に該当するものについては所有者の同意を得た上で、随時指定を行っていく。

下記のいずれかの基準に該当する歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定する。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

- 1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- 2) 福島県文化財保護条例（昭和 45 年福島県条例第 43 号）第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- 3) 白河市文化財保護条例（平成 17 年白河市条例第 176 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- 4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 5 号ロの景観重要公共施設
- 5) その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

(3) 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物として指定が想定される具体的な建造物は、以下のとおりであり、所有者の同意を得て、順次指定を図る。

番号	名 称	外 観 写 真	所在地	備考
1	白河ハリストス 正教会聖堂		愛宕町	県指定 文化財
2	松風亭蘿月庵		南湖	県指定 文化財
3	共楽亭		南湖	市指定 文化財
4	旧小峰城太鼓櫓		郭内	市指定 文化財
5	丹羽長重廟		円明寺	市指定 文化財

番号	名称	外觀写真	所在地	備考
6	小峰城三重櫓・前御門		郭内	復元建造物
7	鹿嶋神社隨身門		鹿島	
8	鹿嶋神社最勝寺觀音堂		鹿島	
9	桜町御旅所		桜町	
10	小峰城道場門遺構		郭内	遺構

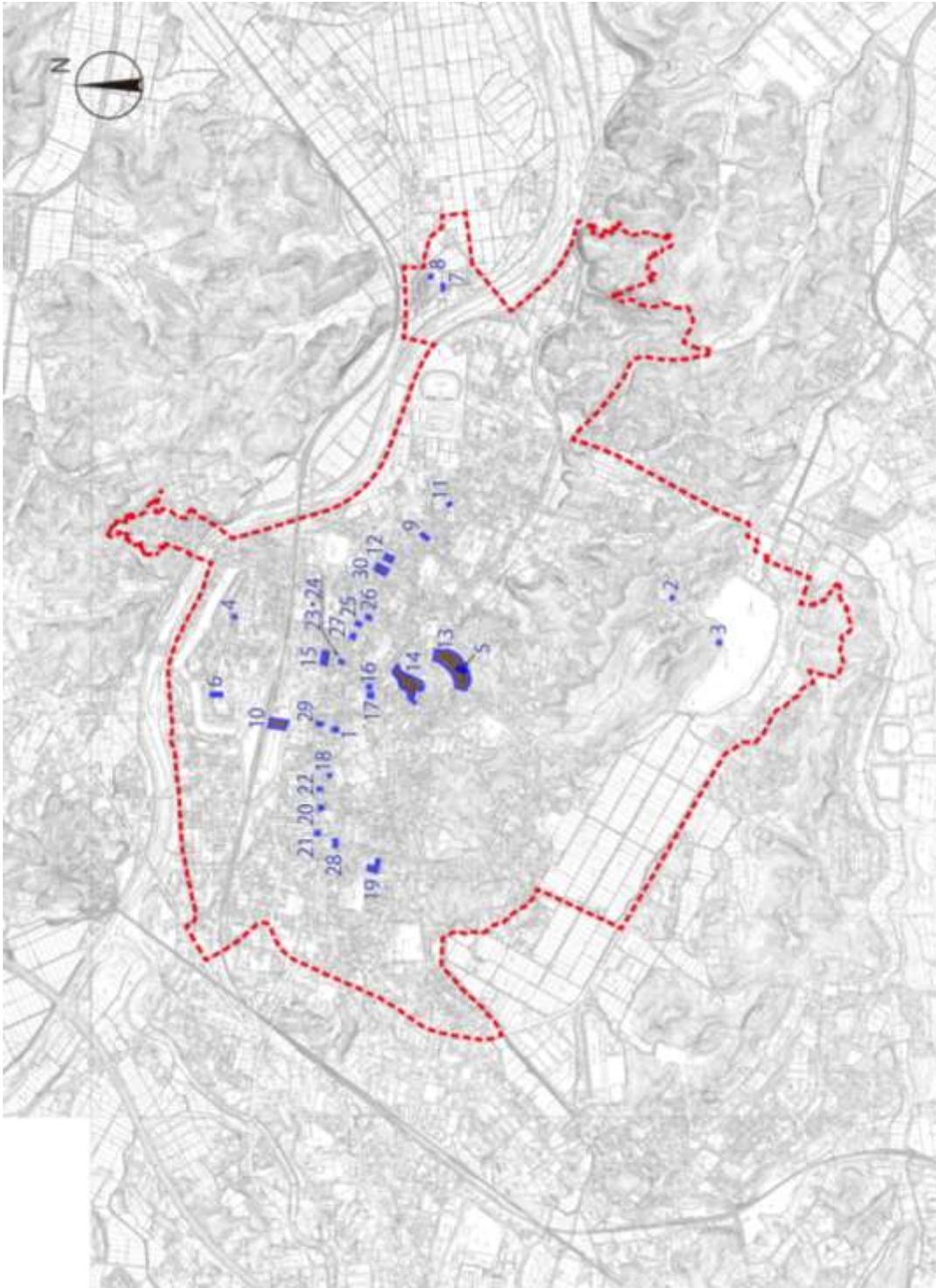
番号	名 称	外 觀 写 真	所在地	備考
11	紙屋醸造店		桜町	店舗 蔵
12	片野屋呉服店		桜町	店舗 蔵
13	小南湖 (白河藩大名家墓所)		円明寺	市指定 文化財
14	友月山公園		友月山	
15	小峰城外堀土塁跡		郭内	

番号	名 称	外 觀 写 真	所在地	備考
16	大野屋染物店		新蔵町	
17	富川屋染物店		新蔵町	店舗 蔵
18	勝軍地藏堂		愛宕町	
19	白河醸造店		二番町	店舗 蔵
20	今井醤油店		天神町	店舗 蔵

番号	名称	外觀写真	所在地	備考
21	大木家住宅		天神町	住宅 蔵
22	仁平麴店		天神町	店舗
23	脇本陣柳屋旅館 旧勸工場		本町	店舗
24	脇本陣柳屋旅館 蔵座敷		本町	蔵
25	菓子舗玉家		本町	店舗 蔵

番号	名称	外觀写真	所在地	備考
26	渋木茶舗店		本町	店舗 蔵
27	大谷忠吉本店		本町	店舗 蔵
28	奈良屋呉服店		一番町	店舗 蔵
29	大谷家住宅		中町	店舗 蔵
30	千駒酒造		年貢町	店舗 蔵

歴史的風致形成建造物の指定候補の分布図



※番号は P178～183 による

(4) 歴史的風致形成建造物の管理指針の基本事項

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、適切な管理義務（法16条）及び増改築等の届出義務（法第15条第1項）を課しており、当該建築物の保全に支障を来す場合は市町村が勧告を行うことが規定されている。

以上の法の規定に基づき、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為を、管理指針として整理する。

① 基本的事項

文化財保護法、福島県または白河市の文化財保護条例に基づき適切に維持・管理を行う。

また、その他の文化財指定以外の建造物については、その価値に基づき適切に維持・管理を行う。

② 個別事項

ア. 国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財は、現在のところ白河市には所在していない。しかし、今後において指定される建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観の維持及び保存を基本とするが、その価値を減じるような内部改装等については保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

イ. 県・市指定文化財

福島県文化財保護条例または白河市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部とともに現状保存を基本としている。したがって、歴史的風致形成建造物の管理についても外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増改築等に関しては保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

ウ. 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺景観形成上の象徴的な建造物として、外観の維持及び保全を基本とする。

エ. その他の建造物

その他の歴史的風致形成建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観の維持及び保全を基本とし、文化財部局と協議の上、その価値を減じることのない範囲においての変更は可能とする。

なお、これらの建造物は、必要な学術調査等を実施した上で、出来る限り文化財または景観重要建造物の指定等に努めるものとする。

③ 届出不要の行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為について、以下の場合に届出不要とする。

- 1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- 2) 福島県文化財保護条例第11条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- 3) 白河市文化財保護条例第11条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- 4) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合